随意契約結果書

物品等の名称及び数量	皆打橋外６橋定期点検に伴う軌道内作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　福岡国道事務所長 中　屋　正　浩 福岡市東区名島３丁目２４－１０
契 約 締 結 日	令和　８年１０月２０日
契約の相手方の氏名及び住所	西日本鉄道（株）
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	￥１９，１００，０００－
予定価格（消費税及び地方消費税含む）	￥０－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備　　考	

随 意 契 約 理 由 書

１．件　　名　：　皆打橋外６橋定期点検に伴う軌道内作業

２．契約の相手方　：　名称　　西日本鉄道株式会社
住所　　福岡市中央区天神一丁目１１番１号
電話　　０９２－７３４－１５３１

３．随意契約法令　　会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号

４．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）目的

本件は、西鉄貝塚線と一般国道３号が立体交差する皆打橋外６橋において、西日本鉄道株式会社管理区域内に架かる上部工・下部工を対象に、安全・円滑な橋梁点検を行うことを目的とする。

（2）内容

本件は、上部工・下部工を対象に安全・円滑に道路法施行規則第四条の五の五第一項に基づいて行う橋梁点検を行うため、西日本鉄道株式会社管理区域内での作業を西日本鉄道株式会社に委託するものである。

（3）理由

皆打橋外６橋の橋梁点検は、西日本鉄道株式会社管理区域内における軌道上作業となるため、鉄道の運行に影響を及ぼしてはならず、常に安全且つ正確な作業が求められる。

そのため、鉄道の施設や運行に何らかの影響を及ぼした場合、若しくはその恐れがある場合には、緊急且つ特別な措置を講じる必要がある。また、施工時にはキ電停止など、鉄道の運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの作業が要求され、必要に応じて保安上の各種対応等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、必要な知識・経験・技術力を十分に有する当該鉄道管理者である西日本鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は、会計法第２９条の３第４項及び予決令第１０２条の４第３号により、西日本鉄道株式会社と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

福岡国道事務所　管理第二課長